

平成 31 年 2 月 19 日
公益社団法人北海道観光振興機構

どさんこ旅サロン運営委託事業に係る企画提案を公募します

北海道の観光情報を広く発信するため、当機構では、首都圏における情報発信拠点として『どさんこ旅サロン』を東京・有楽町の東京交通会館内に設置・運営しており、間もなく開設三年目を迎えます。

このたび、同サロンの運営委託先を公募により選定することとしましたので、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名
平成 31 年度 どさんこ旅サロン運営委託事業
2. 企画提案指示書
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点などがありましたら担当者までご連絡ください。
3. 今後のスケジュール（予定）

(1) 当事業への参加表明	平成 31 年 3 月 4 日（月）17 時まで
(2) 企画提案書提出	平成 31 年 3 月 12 日（火）17 時まで
(3) 審査会	平成 31 年 3 月 18 日（月）に東京で実施予定
(4) 結果通知	平成 31 年 3 月中旬予定
4. 問合せ先
060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構 広報・国内プロモーショングループ
TEL 011-231-5881（グループ直通）
富永泰司：y_tomonaga@visithkd.or.jp

平成 31 年度 どさんこ旅サロン運営委託業務 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 委託事業名
どさんこ旅サロン運営委託業務
2. 目的
首都圏における北海道の観光情報発信拠点として、どさんこ旅サロン（北海道・さっぽろ観光情報プラザ）を運営し、適確な北海道情報の提供を行うことにより、誘客を促進する。
3. 委託期間
平成 31 年 4 月 1 日（月）から 7 月 31 日（水）までの期間
4. 企画提案しようとする者に必要な資格
 - (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
 - (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社若しくは事業所（関連会社等を含む。）等を有し、かつ、東京都に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
5. 委託業務の内容
 - (1) 観光情報の提供・相談対応
来所者や、電話等での北海道観光に関する問合せに対して、適切な相談対応を行うこと。
 - (2) 観光パンフレット等の配布
北海道各地の観光パンフレット等を備え付け、来所者に提供すること。
 - (3) 北海道・さっぽろ観光情報プラザの告知を目的とした営業活動

どさんこ旅サロンの告知を目的に、旅行会社訪問をはじめ、北海道の観光イベントや北海道ブロック記者発表会のサポート業務等を行うこと。

(4) 各関係機関との連携・調整

どさんこ旅サロンは、北海道と札幌市の連携事業として、両者で管理運営に関する協定書を締結し、札幌市東京事務所内に設置、運営しており、業務の実施にあたっては、北海道東京事務所、札幌市東京事務所、北海道どさんこプラザなど、各関係先と連携・調整を行うこと。

(5) 告知ツール等の作成

どさんこ旅サロンの認知度を高めるためのショップカード、名刺、封筒などを作成すること。

(6) 業務報告

相談件数、営業活動の状況など、本業務による実施状況を毎月報告すること。

6. 運営条件

(1) 施設の名称

どさんこ旅サロン（北海道・さっぽろ観光情報プラザ）

(2) 施設の場所

東京都千代田区有楽町 2 丁目 10 番 1 号 東京交通会館 3 階 札幌市東京事務所内

(3) 営業日

月曜～金曜 11:00～19:00（勤務時間は 10:45～19:00）

※土日祝日及び年末年始休業

なお、営業開始時間前の来所者がパンフ等の入手可能とするため、札幌市東京事務所により当サロンは 9:00 に解錠される。

(4) 運営体制等

一日当たり 2 名以上体制で運営すること。（休憩時間等を除き、2 名以上の相談体制とすること）

また、マネージャーを置き、当サロンの運営企画、勤務シフトの設定・管理など、全体管理を行う。（マネージャーを上記 2 名以上の体制に組み込むことも可）

(5) 施設の管理等

物品や施設の使用については、善良なる管理者の注意義務をもって行うこと。

必要に応じて当サロンを清掃し、常に清潔で良好な状態を維持すること。

光熱水費は負担不要とするが、節度を持って使用すること。

当サロンの施錠管理については、施設を管理している札幌市東京事務所の指示、承認を得た上で適切に行うこと。

(6) 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、当機構と受託事業者が協議して決定する。

本委託業務終了前に事業評価を行い、以降の業務委託更新の可否を決定する。

7. 予算上限額

4,230 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本事業は公益社団法人北海道観光振興機構理事会での平成31年度予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

また、平成31年度当初では、平成31年4月～7月分までの予算が措置される見込みであり、平成31年8月～平成32年3月分については、当機構の理事会での追加予算措置と事業評価での適正との認定を前提に予算上限額を12,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）として、変更契約を締結する予定である。この場合も、当機構の理事会の議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

8. 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- (1) 記載事項：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
- (2) 提出期限：平成31年3月4日（月）17時（必着）
- (3) E-mail：y_tominaga@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 平成31年3月12日(火)17時(必着)
- (2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
広報・国内プロモーショングループ 富永
- (3) 提出部数 企画提案書（A4版）6部
見積書6部

※1部のみ社名を記入、残り5部は無記名で提出すること。

10. 留意事項

- (1) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (2) 震災（北海道胆振東部地震）からの復興に十分配慮した運営とする。
- (3) この指示書に定めのないものは、当機構と協議のうえ決定する。
- (4) 審査基準は、下記のとおりとする。
 - ① 実施体制・業務遂行能力
ア. 業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。
イ. 過去の業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。
 - ② 業務遂行手法の妥当性
ア. 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。
イ. 経費の積算は、適正かつ効率的なものとなっているか。

11. 今後のスケジュール

- (1) 事業説明会 実施しません。
- (2) 当事業への参加表明 3月4日(月)17時まで
- (3) 企画提案書提出 3月12日(火)17時まで
- (4) 審査会 3月18日(月)に東京で実施予定
- (5) 結果通知 3月中旬予定

12. お問い合わせ先

広報・国内プロモーショングループ 富永
電話:011-231-5881 F A X:011-232-5064
E-mail:y_tominaga@visithkd.or.jp